佐賀県告示第百六十三号

卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、 地方卸

売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成二十四年五月二十五日

佐賀県知事 古

古川

康

市場市場海路無	地方卸売市場名
埼 魚 市 場 る る る る る る る る る る る る る る る る る る	出設者
〇〇番地三二	新二角新二日宣布
五平三二一四	